

証明書手数料減額キャンペーンについて

1. 背景

- 令和 3 年 12 月 1 日より、マイナンバーカード普及促進目的で、コンビニ交付と窓口でカード提示による証明書交付手数料を、一律 200 円割り引くキャンペーンを実施している。
- 令和 5 年 3 月末でカードの申請率は 80%・交付率は 70%を超え、現キャンペーンの目的は達成した。
- コンビニ交付利用率は、令和 4 年度で約 21%とカード交付率に比べ伸び悩んでいる。
- コンビニ交付サービスの操作方法が分からないとの声が多く寄せられている。
- マイナンバー事務の影響で、区役所窓口が混雑傾向であり、来庁者削減が急務である。

2. 目的

手数料減額により、簡易な証明書をコンビニ交付に誘導することで「行かない窓口」を実現し、区役所窓口の混雑緩和を図る。

3. 内容

- 現在の減額キャンペーンを 9 月末で終了し、「行かない窓口（コンビニ交付への誘導）」を目的とした新たなキャンペーンを開始する。
- コンビニ交付と「らくらく窓口」（コンビニ交付の操作方法を普及する目的で設置）の交付手数料を一律 200 円減額する。（窓口でマイナンバーカード提示による交付手数料の割引は廃止）。
- 手数料条例第 5 条第 5 項「その他市長が特別の事由があると認めたもの」を適用し手数料の減額を実施する。
- コンビニ交付と目的・サービス内容が重複している日曜日証明書交付サービス及び PR コーナー（地域情報センター内に設置）を廃止する。

対象とする証明書	コンビニ交付 (特例措置)	窓口交付 (条例どおり)
(1) 住民票の写し	150 円	350 円
(2) 印鑑登録証明書	150 円	350 円
(3) 戸籍全部(個人)事項証明書	250 円	450 円
(4) 市・県民税所得証明書	150 円	350 円
(5) 市・県民税課税証明書	150 円	350 円

4. 施行期日

- 令和 5 年 10 月 1 日から当分の間